

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

関市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

関市長

公表日

平成31年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	<p>【事務の概要】 国民年金法の規定に基づき、国民年金被保険者に関する各種情報を適正に管理し、基礎年金及び福祉年金、特別障害給付金、年金生活者支援給付金の受付・審査・報告等の事務を行う</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】</p> <ol style="list-style-type: none">①被保険者の資格異動の受付・審査・報告②保険料の免除、納付猶予申請の受付・審査・報告③年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告④免除申請や保険料未納者等の所得情報の提供⑤障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告任意脱退の届出⑥障害基礎年金等給付に係る相談及び指導⑦年金生活者支援給付金の支給要件調査に係る所得情報に提供⑧その他上記に関連する業務
③システムの名称	国民年金システム 福祉年金システム 年金生活者支援給付金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金システムファイル 福祉年金システムファイル 年金生活者支援給付金システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法という)第9条第1項 別表第一 第31項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣政令/総務省令第5号)第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第1号、第7号(別表第二) (別表第二における情報提供の根拠)第7,15,25,26,27,50,62,66,68,72,75,86,87,92,94,103,106,110項 (別表第二における情報照会の根拠)第47,48,49,50項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関	
国民年金システムファイル	福祉年金システムファイル
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	関市市民環境部保険年金課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	関市市民環境部保険年金課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月7日	II しきい値判断項目 1. 2. いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成31年1月7日 時点	事後	時点の変更
平成31年1月7日	①部署	市民環境部保険年金課	市民環境部保険年金課	事後	組織改正による部署名の変更
平成31年1月7日	②所属長	課長 中島好子	保険年金課長	事前	指針の変更による所属長氏名の記載廃止
平成31年1月7日	請求先	関市市民環境部国保年金課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131	関市市民環境部保険年金課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131	事後	組織改正による部署名の変更
平成31年1月7日	連絡先	関市市民環境部国保年金課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131	関市市民環境部保険年金課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131		組織改正による部署名の変更
平成31年1月7日	IV リスク対策		IV リスク対策 の記載追加	事前	指針の改正によるIV リスク対策の記載追加
平成31年1月18日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	当該事務は国民年金法(昭和34年法律第141号)等に基づき、国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者等からの届出書や申請書、申出書の受理、所得・連帯納付義務者の確認、年金請求者の裁定請求書や年金受給者の所得状況届の受理・所得等の確認、届出書等の日本年金機構への送付及びその他の法定受託事務である。特定個人情報ファイルは、国民年金法及び国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)、国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)、国民年金市町村事務処理基準等の規定に従い、次の事務に利用している ①被保険者の資格取得の届出 ②任意加入被保険者の資格取得の申出 ③資格喪失の届出 ④死亡の届出等 ⑤任意脱退の届出 ⑥資格喪失の申出 ⑦氏名変更の届出や報告 ⑧住所変更の届出や報告 ⑨手帳再交付の申請 ⑩日本国内に住所を有しない被保険者の届出等 ⑪裁定請求書等の受理 ⑫受給権者現況届、所得状況届等の受付 ⑬付加保険料納付の申出 ⑭付加保険料納付の辞退申出 ⑮国民年金基金加入に伴う付加納付被保険者非該当の届出 ⑯付加保険料納付該当の届出 ⑰付加納付納付非該当の届出 ⑱中国残留邦人等の特例措置対象者該当の申出 ⑲保険料免除に関する届出 ⑳保険料免除に該当する期間に係る保険料の納付申出 ㉑保険料免除及び若年者納付猶予の申請	【事務の概要】 国民年金法の規定に基づき、国民年金被保険者に関する各種情報を適正に管理し、基礎年金及び福祉年金、特別障害給付金の受付・審査・報告等の事務を行う 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 ①被保険者の資格異動の受付・審査・報告 ②保険料の免除、納付猶予申請の受付・審査・報告 ③年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告 ④免除申請や保険料未納者等の所得情報の提供 ⑤障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告任意脱退の届出 ⑥障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 ⑦その他上記に関連する業務		事務内容の表記の簡素化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月28日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム 福祉年金システム	国民年金システム 福祉年金システム 年金生活者支援給付金システム		年金生活者支援給付金システムの追加
平成31年1月28日	2.特定個人情報ファイル名	国民年金システムファイル 福祉年金システムファイル	国民年金システムファイル 福祉年金システムファイル 年金生活者支援給付金システムファイル		年金生活者支援給付金システムファイルの追加
平成31年1月18日	3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の31の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣政令/総務省令第5号)第24条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法という)第9条第1項 別表第一 第31項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣政令/総務省令第5号)第24条の2		以下番号法というとした
平成31年1月18日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する		
平成31年1月18日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第1号、第7号(別表第二)(別表第二における情報提供の根拠)第7,15,25,26,27,50,62,66,68,72,75,86,87,92,94,103,106,110項 (別表第二における情報照会の根拠)第47,48,49,50項		根拠の列記